

家庭用品 品質表示法

家庭用品品質表示法は、日常生活で使用される繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具および雑貨工業品のうち、消費者にとって品質を見分けることが困難で、しかも見分ける必要性が高いとして指定されたものを対象に、事業者が表示すべき事項や表示方法などについて品目ごとに定めている法律です。

繊維製品では、「糸」¹⁾、「織物、ニット生地及びレース生地」²⁾、ならびに衣料品等³⁾(例:「ズボン」、「スカート」、「ブラウス」、「寝衣」、「毛布」、「カーテン」など)が対象となります。表示事項は、繊維の組成、家庭洗濯等取扱い方法などです。

合成樹脂加工品では、「洗面器、たらい、バケツ及び浴室用の器具」、「食卓用又は台所用器具」などについて、原料として使用する合成樹脂(プラスチック)の種類、耐熱温度、耐冷温度、寸法・容量、取扱い上の注意などを表示することが義務づけられています。

電気機械器具では、「電気洗濯機」、「ジャー炊飯器」、「電気毛布」、「電気掃除機」、「電気冷蔵庫」、「エアコンディショナー」、「テレビジョン受信機」、「電気ポット」、「電気かみそり」、「電子レンジ」などが対象となります。例えば「電気かみそり」は、電源方式、使用上の注意、充電式のものについては充電時間、乾電池を使用するものについてはその種類および数などを表示することが義務づけられています。⁴⁾

雑貨工業品は、化学製品に関係が深いものでは「合成洗剤」⁵⁾、洗濯用又は台所用の石けん及び住宅用又は家具用の洗剤⁶⁾、「住宅用又は家具用ワックス」、「塗料」、「接着剤」⁷⁾、「衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤」、「台所用、住宅用又は家具用

の磨き剤」⁸⁾などが対象となります。例えば「衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤」は、品名、成分、液性、正味量、使用方法、使用上の注意などのほか、塩素ガス発生試験で1.0 ppm以上塩素ガスを発生するものについては、「まぜるな危険」、「塩素系」などの特別注意事項を表示することが義務づけられています。

また、すべての品目に共通して、製造業者、販売業者、表示業者⁹⁾、輸入品の場合は輸入業者など、その製品について自己の責任において品質を表示する者の氏名または名称と、電気機械器具以外はさらに連絡先(住所または電話番号)を表示することが義務づけられています。

これらの表示は、消費者にとって、製品の品質を見分けるための参考となるばかりでなく、安全かつ効果的に使用するためにも役立ちます。購入・使用する際には、表示をよく読み、それに従って正しく取り扱ってください。

【注】

- 1) 単糸、合撚糸を問わず、またその用途も問いません。織糸、ニット糸、手縫い糸(かせ糸)、カタン糸(ミシン糸)、仕付け糸等の縫い糸、手編み糸、レース、紹刺し糸等全てを含みます。
- 2) 製品の全部または一部に「糸」を使用して製造したものに限られます。
- 3) 製品の全部または一部に「糸」、「織物、ニット生地及びレース生地」を使用して製造・加工した繊維製品(電気加熱式のものを除く)に限られます。
- 4) 電気機械器具は、電気用品安全法によって、さらに定格電圧、定格消費電力などの表示も義務づけられています。
- 5) 研磨材を含むものおよび化粧品は除かれます。
- 6) 研磨材を含むものは除かれます。
- 7) 動物系のおよびアスファルト系のおよびアスファルト系は除かれます。
- 8) 研磨材を含むものに限られます。
- 9) 製造業者または販売業者の委託を受けて表示を行う者をいいます。

★ 詳しくは・・・

消費者庁「家庭用品品質表示法」

<http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html>